

令和6年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和6年11月12日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭	2番 大井栄一
3番 中野 栄	4番 三須清一
5番 宮久保 勝	6番 森 茂
7番 川村泉治	8番 根本 博
9番 大炊三枝子	10番 田口 忠

4. 出席事務局職員

局長	大井一郎
次長補佐	鈴木光一
主任	片桐圭悟
主査	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条について
- 議案第2号 農地法第5条について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について
- 議案第6号 市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正について

報告事項

報告第1号 農地法第5条（届出）について

報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第3号 農用地利用集積計画の変更について

三須清一会長 ただいまから令和6年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

10番 田口 忠委員

1番 正木 善昭委員をお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号までの合計6議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」1件、議案第2号「農地法第5条について」1件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）10件、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規3件、再設定5件、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」1件、議案第6号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求めらる。

提出日 令和6年11月12日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は255平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北東側約350mに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

耕作している農地に隣接しており効率よく耕作ができるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は自作地のみ約0.71ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間230日、子が60日です。

トラクター、農用自動車を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条について」、次のとおり許可申請があったので審議を求め
る。

提出日 令和6年11月12日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は7ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は204平方メートルの所有権の移転を
するものです。

転用目的は、植木販売業用地になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の東側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の8ページをご覧ください。

受人は株式会社ドリームワンで、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接していることから埋め立ても必要ないた
め、植木販売業用地として適しています。

防犯対策として、敷地周囲は単管パイプで囲い、出入口部分はチェーン施錠します。

また、資力については、全額自己資金で賄う予定で、金融機関の残高証明書で確認し
ています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地はないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請に係る農地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益的施設が存在することから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

なお、整理番号10番については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり促進計画案について審議を求める。

提出日 令和6年11月12日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は30ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、10件です。

整理番号1番から10番の転貸人はすべて公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、○○○地先の地目田3筆、合計面積は8,339平方メートルです。

受人は○○の農業者で、渡人は○○の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米○kgです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、○○○地先の地目田3筆、合計面積は5,028平方メートルです。

受人は○○の農業者で、渡人は○○○○○○○○の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米○kgです。

整理番号3番、賃貸借権を設定する農地は、○○○地先の地目田2筆、合計面積は6,168平方メートルです。

受人は○○の農業者で、渡人も○○の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米○kgです。

整理番号4番、賃貸借権を設定する農地は、○○○地先の地目畑1筆、面積は3,165平方メートルです。

受人は○○○○○○○○○○○○の農業者で、渡人は○○の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で○円です。

整理番号5番、賃貸借権を設定する農地は、○○字○○○地先の地目畑2筆、合計面積は6,236平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号6番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は700平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号7番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は801平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号8番、貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,724平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号9番、貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は972平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号10番、貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は3,000平方メートルです。

受人は株式会社中野ファームで、渡人は〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第3号について、調査結果を報告いたします。

整理番号1番から3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約16.51ヘクタールで農業従事日数は、本人が年間300日、父も300日、母が200日、妻が30日、祖父も30日、祖母も30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約1.68ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間300日です。

トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号5番から8番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.82ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号9番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め6.04ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、母が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号10番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め46.21ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、妻が300日、子が280日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議をしましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

整理番号1番から9番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について整理番号1番から9番について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番から9番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に整理番号10番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退室していただきます。

(○委員退室)

整理番号10番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について整理番号10番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号10番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

なお、整理番号8番について○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年11月12日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は35ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規3件、再設定5件です。

整理番号1番から8番の転貸人はすべて公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号1番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,721平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号2番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の田4筆、〇〇〇地先の田3筆、合計面積は16,856平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間5年間、借賃は10アール当りコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は1,972平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号4番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は3,000平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kg相当額です。

整理番号5番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑7筆、合計面積は4,777平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号6番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,533平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号7番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は952平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号8番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は3,000平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kg相当額です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第4号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第4号について、調査結果を報告いたします。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.61ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、妻が200日、母が100日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、子が30日です。

トラクター、田植機、農用車を揃えています。

整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.95ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間10日、妻も10日、子が60日、子の妻が320日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約3.97ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が40日、子が4日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号5番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.57ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間326日です。

トラクター、管理機、草刈機等を揃えています。

整理番号6番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約1.91ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ23人の年間平均日数は約197日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えています。

整理番号7番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約1.14ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が320日です。

トラクター、管理機、農用車等を揃えています。

整理番号8番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約46.21ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で、妻が300日で、子が280日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から7番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番から7番については原案どおり決定することとしました。

次に、整理番号8番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出ていただきます。

(○委員退室)

整理番号8番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号8番については原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください

(○委員入室)

次に、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」審議します。

なお、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお開きください。

議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年11月12日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は44ページとなります。

農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の申請件数は、1件です。

所有権を移転する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、〇〇〇地先の田2筆、合計面積13,722平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第5号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第5号について、調査結果を報告いたします。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約46.21ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で、父も280日で、母が300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」質疑に入ります。

なお、〇委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退室)

議案第5号について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

次に、議案第6号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の14ページをお開きください。

議案第6号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正について」この会の意見を求めます。

提出日 令和6年11月12日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料の45ページをお開きください。

資料の新旧対照表のとおり、太字及び下線部を改正するものです。

具体的には、太字の第1条の5号及び17号の意見の聴取、15号の公表が権限移譲に追加されるもので、下線部の6号から14号及び16号については、条ずれによる変更になります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 これより、議案第6号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

原案どおり改正することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号は原案どおり改正することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。

届出事由は、店舗が3件、住宅が2件、駐車場が2件です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第3号は「農用地利用集積計画の変更について」で、1件通知がありました。

通知事由は、賃料の変更です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第11回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。